

**和 (なごみ)合同事務所**

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5 6F  
 Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118  
 〒105-0012 東京都港区芝大門 1-2-7 2F  
 Tel 03-3431-2381 Fax 03-3431-2386

**バグゼス株式会社**

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5 6F  
 Tel 06-6945-5750 Fax 06-6945-5760

November, 2005

なごみ便り

www.101dog.co.jp

**年末調整とサラリーマン増税**

もう11月も終わりです。今年も年末調整の時期がやってきました。年末調整用の用紙は既にみなさんの手元に届いていることかと思えます。もしかしたらまだ届いていない場合もあるかもしれませんがその場合はこの「なごみ便り」で思い出して準備に取り掛かってください。

**年末調整**

働いている方なら年末調整は何度も経験されていると思いますが、今一度準備するものを列挙しましょう。

**【準備資料】**

- 生命保険料の控除証明書
- 損害保険料の控除証明書
- 住宅取得借入金控除証明書
- 小規模企業共済等の支払明細書

この他にも今年から新しく追加されたものがあります。それが次のものです。

**社会保険料（国民年金保険料）控除証明書**

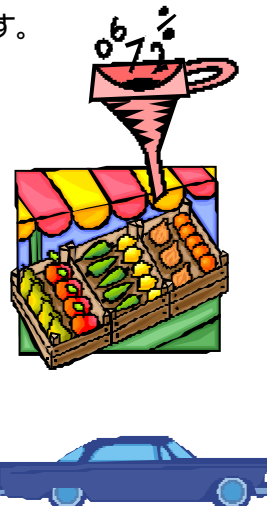
厚生年金の方は必要ありませんので証明書は発行されません

今までは納付書の写しや本人の口頭確認で良かったのですが、近年、社会保険庁のイメージキャラクターや国会議員の未納が発覚し、その影響で今年から証明書が必要（発行されること）となったのです。国民年金の方は忘れずに準備し、年末調整の担当者の方は例年と違うことに十分注意しましょう。

**サラリーマン増税**

今、マスコミを賑わしているのが『増税問題』です。現在、政府の財政状態は慢性的な歳出超過です。更に今後、高齢化による社会保障費の増大で財政状態は悪化する一方です。そこで政府は打開のため増税を行う方針を固めました。中でも良く取り上げられるのが『消費税』です。その消費税はどこが争点かという次の通りです。

	現 状	争 点
税 率	一律 7～10%	税率も気になるが問題は税の課し方。欧州は20%とされているが生活用品（食料品や住宅建設費など）は0～5%までと低く設定。税負担の公平性が問われている。
導入時期	07年度で 改正予定	小泉首相の公約で「退陣までは税率を引き上げない」としたため。導入による経済に与える負の影響を懸念する声もあるが、導入が遅れることによる借金の上積みなども考えると時期の決め方に疑問も。
目的税化	指定なし	税率UPを受け容れやすくするため「社会保障費」にのみ使うことを決めてはどうかという案が出された。財源の固定化で効率的な予算組みを阻害するという声もある。





お客様との“和” 人との“和”を大切にしたい・・・

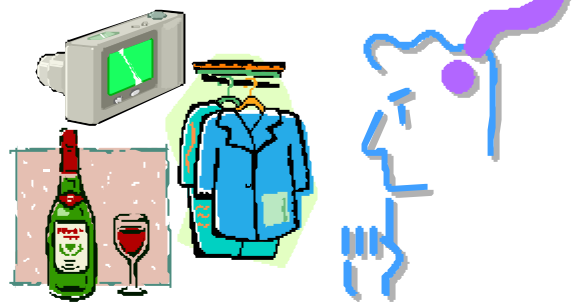
そしてもう1つの増税のメインがいわゆる「サラリーマン増税」です。既にいろいろな形で情報は流れていますがおさらいをしますと次の通りです。

	項目の下線の意味	検討されていること
<b>給与所得控除の縮減</b>	給与の額面金額から一定の率で引いて課税金額を下げること	国際的に課税最低限が高く、納税義務が生じない者の数が多いため控除額を下げた納税者を増す。
<b>扶養・配偶者控除の見直し</b>	生計を一にする（同じ収入で暮らしている）者がいた場合に一定の額で課税所得を減額すること	成年に達した子や妻で働かない者が多いのは社会的損失であるとして、それらの者の社会進出を促すためこれらの控除を廃止する。
<b>定率減税の廃止</b>	99年に『恒久的措置』として導入された制度で、計算された納税額から所得税で20%、住民税で15%を減額すること 上限あり	検討は済んでおり、07年をもって廃止が決定済み。（06年は減額率が半分に）

この中で注目すべきは3段目の「定率減税の廃止」です。今、増税をするかどうかで議論しているだけではなく**既に決まっている増税がある**のです。それに伴い来年の1月支給の給料から源泉所得税が引き上げられます。そして、さらに増税を実感するのが来年の年末調整（もしくは確定申告）なのです。ではどうなるのか？年末調整の例を下記にあげてみました。

夫・妻（専業主婦）・子供2人（小学生）	【今年まで】	【来年は？】
夫（40歳）の月収は50万円 計算しやすいようにボーナスはなし	<b>定率減税 20%</b> $203,800 \times 20\% = 40,760 \text{ 円}$	<b>定率減税 20%</b> <b>10%に</b> $203,800 \times 10\% = 20,380 \text{ 円}$
毎月の社会保険料 58,460円	年税額	年税額
毎月の源泉所得税 16,550円	$203,800 - 40,760 = 163,040 \text{ 円}$	$203,800 - 20,380 = 183,420 \text{ 円}$
総収入	還付額	還付額
$50 \text{ 万円} \times 12 \text{ ヶ月} = 600 \text{ 万円}$	$16,550 \text{ 円} \times 12 \text{ ヶ月} = 198,600 \text{ 円}$	$16,550 \text{ 円} \times 12 \text{ ヶ月} = 198,600 \text{ 円}$
給与所得控除後 4,260,000円	$198,600 - 163,040 \text{ 円} = 35,560 \text{ 円}$	$198,600 - 183,420 \text{ 円} = 15,180 \text{ 円}$
控除額		
基礎・扶養控除 38万円×4人	年末の密かなミニボーナス！	<b>来年から 20,380円も還付減！！</b> 年末年始の足しにもならない。。
社会保険料控除 58,460円×12ヶ月		
計 2,221,520円		
課税所得		
$4,260,000 - 2,221,520 = 2,038,480$		
$2,038,000 \times 10\% = 203,800$		

年末調整の還付金だけは『自由になるお金だ』と年末を楽しみにしておられる妻帯者の方も多いと聞きます。しかしそれも今年まで。来年は残念ですが上記の通りです（再来年は控除はありません）ので、アテにしないであきらめていただくしかありません。最後のミニボーナス。有意義に使って年末年始を楽しみましょう！（文章担当：高松）



～ 経営者の皆様へ～

**毎週金曜日、無料相談を実施しております！！**

「会社を創ろう！」・「脱サラして独立しよう！」とお考えの方をご紹介下さい。当事務所では、そのような方々の為に、「司法書士との提携」、「創業支援パック」といった低価格サービスをご用意しております。つきましては、事前にご予約下さいますよう、よろしくお願い致します。（06-6944-4117 まで）